

令和5年(行ウ)第95号、同第332号

神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件

原告 カップ・ロッシェル 外

被告 東京都(処分行政庁 東京都知事)

準備書面(4)

令和7年2月19日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

橋本 勇



被告指定代理人

加登屋 毅



同

鳳城 和明



同

長尾 若菜



同

柏木 健三



(本件連絡担当)

被告は、本準備書面において、令和6年12月12日の第6回口頭弁論期日における裁判所からの釈明（第1）に応じ、従前の被告の主張を補充する（第2）。

なお、略語等は、被告の従前の例による。

## 第1 裁判所からの釈明事項の要旨

令和5年6月29日付答弁書に記載の経緯について、同答弁書の提出後に行われた手続等があれば、当該経緯に追加されたい。

## 第2 令和5年6月29日付答弁書・第3の5に係る経緯の追加について

令和5年6月29日付答弁書・第3に記載の「5 環境影響評価手続に関する経緯」について、「(21)」の項目の後に、以下のとおり、「(22)」ないし「(31)」の各項目を追加する。

なお、上記各項目以外に、追加すべき経緯はない。

- (22) 令和5年1月17日に、本件事業者から、東京都環境影響評価条例65条1項及び66条1項に基づき、本件再開発事業に係る事後調査計画書（以下「本件事後調査計画書」という。）の提出及び工事着手の予定年月日を同月31日などとする着工の届出（以下「本件着工届」という。）があったことから、令和5年1月30日、都知事は、同条例65条2項に基づき本件事後調査計画書の内容を公表するとともに（乙第74号証）、本件着工届の内容を公示した（乙第75号証）。
- (23) 令和5年1月30日、令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会が開催され、本件環境影響評価書及び本件事後調査計画書（本件着工届）の受理報告がなされた（乙第76号証）。
- (24) 令和5年4月27日に令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会が、同年5月18日に令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会がそれぞれ開催され、本件事業者から本件環境影響評価書に係る説明が行われるとともに、同審議会の委員による質疑応答がなされた（乙第59号証の1ないし3、令和5年6月29日付答弁書・33頁参照）。

- (25) 令和5年7月6日、本件事業者から、東京都環境影響評価条例67条1項に基づき、都知事に対して、本件再開発事業に係る「事後調査報告書（工事の施行中その1）」（以下「本件事後調査報告書その1」という。）が提出された（乙第77号証）。
- (26) 令和5年7月27日、令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会が開催され、本件事後調査報告書その1の受理報告がなされた（乙第78号証）。
- (27) 令和5年9月12日、東京都都市整備局長及び同環境局長は、本件事業者に対して、「神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について」に関する要請を行った（甲A第17号証）。
- (28) 令和5年9月29日、本件事業者は、上記(27)の要請に対し、新ラグビー場敷地の既存樹木の伐採に着手する前までに、樹木の保全に関する具体的な見直し案を示す旨を東京都都市整備局長及び同環境局長に対し報告した（乙第79号証）。
- (29) 令和6年9月9日、本件事業者は、上記(27)の要請について樹木の保全に関する見直し案を取りまとめ、東京都都市整備局長及び同環境局長に対し、その内容を報告した（乙第80号証）。
- (30) 令和6年9月30日、本件事業者は、東京都環境影響評価条例67条1項に基づき、都知事に対して、本件再開発事業に係る「事後調査報告書（工事の施行中その2）」（以下「本件事後調査報告書その2」という。）を提出した（乙第81号証）。
- (31) 令和6年9月30日、本件事業者は、東京都環境影響評価条例62条1項に基づき、都知事に対して、本件再開発事業に係る変更届（以下「本件変更届」という。）を提出した（乙第82号証、甲A第31号証）。
- (32) 令和6年10月21日、令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会が開催され、本件事後調査報告書その2及び本件変更届の受理報告がなされた（甲A第32号証）。

以上